

基本施策Ⅱ－6

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた県民の理解の促進 及び市町村の取組支援

趣旨 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、県民の理解を促進するとともに市町村の取組を支援します

現状

- 地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などの多様な資源を活用して、市町村が地域の特性に応じて主体的につくり上げていくものであり、これまで地域包括支援センターの設置など必要な体制・基盤の整備を進めてきました。
- また、地域包括ケアシステムは、誰もが地域の必要な一員として認め合いつながり支え合う地域共生社会の更なる実現・深化に向けた中核的な基盤となるものであり、その重要性は近年ますます高まっています。
- 今後、2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれるとともに、高齢者人口の変化に伴い、サービス需要に地域差が生じることが予想されており、利用者にとって切れ目のないサービスが提供されるよう、保険者である市町村が中心となって地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを深化させていくことが必要です。

【市町村の取組状況】

データ更新後に内容を修正予定

- 各市町村における地域包括ケアシステム構築の進捗状況について、県内統一の評価基準で把握・評価したところ、県平均の進捗率は64.7%です。(表3-2-6-1)
- 本評価の各指標における進捗率は、地域包括支援センターの運営については8割超であった一方、介護予防・生活支援サービス事業に関する取組が5割に満たないなど、一部の取組は途上にあります。
- 各市町村において、地域の実情に応じた取組が進められている一方、介護予防や在宅医療・介護連携の取組など、市町村間で進捗に差が生じているものも見受けられます。

今後更新予定

表 3-2-6-1 令和 7 年度千葉県地域包括ケア評価システム評価結果

評価指標		主な評価内容	進捗状況 (県平均)
地域包括支援センターの運営		・地域包括支援センターの体制充実（※1）による適切な包括的支援事業・介護予防ケアマネジメントを実施している。 ・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村の基本方針を定め、地域包括支援センターに周知し、協働して取組を行っている。	82.0%
地域ケア会議		・地域ケア会議について、市町村の方向性、考え方を地域包括支援センターへ示し、推進に向け支援している。 ・年度の開催方針、実施計画を立て、その内容を地域包括支援センターと共有している。 ・個別困難事例、自立支援に向けた地域ケア会議、市町村域の地域ケア推進会議が目的に沿って体系的に実施されている。	62.0%
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	・介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（サービスA、サービスB）を実施している。 ・介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（サービスC）を実施している。	48.1%
	一般介護予防事業	・介護予防把握事業を実施している。 ・介護予防普及啓発事業を実施している。 ・地域介護予防活動支援事業を実施している。 ・地域リハビリテーション活動支援事業を実施している。	63.3%
生活支援サービス体制の整備		・市町村が生活支援コーディネーターに活動方針・内容を示している。 ・市町村として、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター（ケアマネジャー）との連携を促進している。 ・生活支援コーディネーターが地域の様々な資源を把握し、ケアマネジャーへ提供している。	70.0%

在宅医療・介護連携	・地域の医療・介護資源を把握した上で情報を整理し、リストやマップ等を作成して地域包括支援センター、ケアマネジャー等に提供している。 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供をするために、例えばケアマネジャー等が入院医療機関等の関係者と、入院時から退院後までの生活をイメージした情報交換等の連携ができている。 ・行政と医療・介護関係者が良好な関係（顔の見える関係、話ができる関係等）をつくるため、例えば関係者との情報交換を行うための研修の場等がある。	62.7%
認知症施策の推進	・認知症高齢者について、実態（※2）を把握している。 ・認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援活動を行うチームオレンジの仕組みを活用し、地域支援体制の構築及び社会参加支援を行えている。 ・認知症初期集中支援チームが、かかりつけ医や関係者など、定期的に情報連携する体制を構築し、対象者（認知症初期の方）への対応を行えている。	62.0%

（※1）地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）の配置を満たしていることに加え、その他の専門職や事務職の配置

（※2）ここでいう実態とは、単に認知症高齢者の人数や介護サービスの利用状況だけでなく、介護保険事業計画策定の根拠となる支援ニーズなどを把握しているかを指す。

※令和 7 年度実績

- 各市町村における地域包括ケアシステムの取組を評価する指標として、高齢者の自立支援等に関する取組の達成状況を客観的に評価する指標（「保険者機能強化推進交付金」に係る評価指標）と介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価する指標（「介護保険保険者努力支援交付金」に係る評価指標）とがあり、これらの県内市町村の評価結果の得点率平均は 50.1% となっています。

- 本評価の各指標における進捗率は、いずれも概ね 5 割前後の取組状況となっており、本県の得点状況を他都道府県と比較した結果、県内市町村においては、特に「公正・公平な給付を行う体制構築」（保険者機能強化推進交付金）と「在宅医療・在宅介護連携の体制構築」（介護保険保険者努力支援交付金）に関して全国との乖離が大きくなっています。（表 3-2-6-2）

表 3-2-6-2 令和 8 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(市町村分)に係る評価結果(評価対象は令和 7 年度事業)

評価指標		主な評価内容	評価結果 (得点率県平均) () は全国平均
保険者機能強化推進交付金	<u>I 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする</u>	・ <u>地域の介護保険事業の特徴を把握している</u> ・ <u>自立支援、重度化防止等の実施状況を把握し、必要な改善を行っている</u>	<u>56.8% (62.3%)</u>
	<u>II 公正・公平な給付を行う体制を構築する</u>	・ <u>適正化に向けた方策を策定している</u> ・ <u>適正化事業を効果的に実施している</u>	<u>56.8% (69.2%)</u>
	<u>III 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する</u>	・ <u>人材の確保・定着のため、都道府県等と連携して取り組んでいる</u>	<u>46.2% (50.8%)</u>
	<u>IV 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む</u>	・ <u>要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況</u>	<u>46.9% (47.8%)</u>
介護保険保険者努力支援	<u>I 介護予防/日常生活支援を推進する</u>	・ <u>データを活用して課題の把握を行っている</u> ・ <u>リハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っている</u>	<u>53.6% (57.8%)</u>
	<u>II 認知症総合支援を推進する</u>	・ <u>認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援を行っている</u>	<u>47.0% (51.1%)</u>

援 交 付 金	Ⅲ 在宅医療・在宅介護 連携の体制を構築する	・データ等に基づき、在宅 医療・介護連携に関する 課題を検討し、対応策が 具体化されている	56.2%(68.3%)
	Ⅳ 高齢者がその状況に 応じて可能な限り自立 した日常生活を営む	・要介護認定者の平均 要介護度の変化率の状況	46.9%(47.8%)

- 市町村における高齢者福祉施策の実施状況を調査したところ、安否確認等の見守りサービスやタクシー運賃割引等の移動支援サービスは多くの市町村が実施している一方、住宅に係る支援はあまり行われていません。（表 3-2-6-3）

表 3-2-6-3 令和 7 年度高齢者福祉施策実施状況調査結果（千葉県）

サービス内容	主な取組	取組市町村数
見守りサービス等	安否確認	54
	<u>配食サービス</u>	<u>45</u>
	緊急通報体制	54
	介護家族支援	49
移動支援サービス等	福祉カー貸出	<u>39</u>
	タクシー運賃割引	<u>54</u>
	<u>バス運賃割引</u>	<u>24</u>
	コミュニティバス	<u>42</u>
住宅関連サービス等	住宅改造費助成	<u>14</u>
	居宅資金融資等	<u>2</u>
その他生活支援サービス等	日常生活用具	<u>46</u>
	入浴サービス	<u>17</u>
	おむつ等の給付	53
	買物支援	<u>32</u>

※令和 7 年度の事業内容

【地域包括支援センターの運営・取組状況】

- 市町村が設置する地域包括支援センターは、地域住民からの総合相談や権利擁護、介護予防のケアマネジメント等を行うなど、地域包括ケアシステム構築の要として、重要な役割を担っています。
- 県内における地域包括支援センターの設置数は令和 8 年 4 月 1 日現在

で 244 であり、1 センター当たりの高齢者人口は県平均で約 7,000 人となっています。

- 国の「地域包括支援センター評価指標」によると、評価結果の県平均は、総合相談や権利擁護などは8割超と取組が良好である一方、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議、介護予防ケアマネジメントは 5～6 割程度と取組が途上段階にあり、特に地域ケア会議に関して全国との乖離が大きくなっています。（表 3-2-6-4）

表 3-2-6-4 令和 7 年度地域包括支援センター評価指標結果（千葉県）

評価指標	主な評価内容	評価結果 （得点率県平均）
<u>地域包括ケアシステムの構築・推進</u>	・ <u>高齢者等に関する分析結果や地域課題等をもとに、センター数や設置形態等を協議し見直している</u> ・ <u>センター機能を強化するための取組の見直しを行っている</u>	<u>63.0%</u>
組織運営	・ 適切な事業運営のための体制を構築している ・ 職員の確保・育成を図っている ・ 個人情報保護を徹底している ・ 利用者の満足度向上のため、相談等対応体制整備を行っている	<u>72.5%</u>
総合相談	・ 地域の関係者間のネットワークを構築している ・ 相談事例解決のため、必要な対応を行っている	<u>86.5%</u>
権利擁護	・ 高齢者虐待に対して迅速に対応している ・ 消費者被害防止の取組を行っている	<u>83.3%</u>
包括的・継続的ケアマネジメント支援	・ 介護支援専門員を支援する体制を構築している ・ 介護支援専門員に対し効果的な相談対応を行っている	<u>63.0%</u>
地域ケア会議	・ 開催計画や運営方針を策定のうえ運用している ・ 課題解決のために地域ケア会議を活用している	<u>68.9%</u>

介護予防ケアマネジメント	・ 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っている	<u>52.0%</u>
<u>包括的支援事(社会保障充実分)</u>	・ 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っている ・ 認知症高齢者を支援するための取組を行っている	<u>87.5%</u>
合計		<u>72.1%</u>

※厚生労働省「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」による市町村評価指標の千葉県平均結果から作成。(令和7年度)

- 近年、高齢者及びその世帯を取り巻く課題が複雑化・多様化し、介護のほかに生活困窮や家族関係などの複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の必要性が高まっており、県内の地域包括支援センターにおける相談支援件数は増加傾向にあります。

表 3-2-6-5 県内の地域包括支援センターにおける相談支援件数の推移（千葉県）（厚生労働省「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」より）

	介護	生活支援サービス	医療	認知症	権利擁護	離職防止	その他	合計
令和元年度	257,588	67,711	73,787	38,824	35,554	510	264,451	738,491
令和2年度	281,686	64,053	86,622	51,958	35,554	446	289,509	809,828
令和3年度	298,692	81,326	86,929	56,445	32,606	474	251,219	807,691
令和4年度	315,405	88,886	93,658	57,932	30,978	666	359,112	946,637
令和5年度	357,639	101,573	88,385	64,634	31,463	881	285,541	930,116
令和6年度	373,777	89,729	90,054	55,695	37,194	1,060	266,061	913,570

(※) 複数分野にまたがるものは重複して計上しているため、合計件数と実件数は一致しない

課題

【県民の理解の促進】

- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、県民一人ひとりの介護保険制度への理解を深め、介護サービス基盤の状況や将来像等について共通の認識を持った上で、地域にとって必要な取組を検討していくことが重要です。

【市町村支援】

- 介護保険事業については、市町村が保険者として一義的な責任を負っており、県は市町村の方針を尊重した上で、事業が適正かつ円滑に実施されるよう、支援を行うことが求められています。
- 地域包括ケアシステムを推進していく上で、地域資源の確保、多職種との連携、地域課題を踏まえた目標の設定等に関し、課題を感じている市町村があるほか、取組にも地域差が生じていることから、県には、市町村の特性や強みを引き出しながら、個別の事情に応じたきめ細やかな支援を行うことが求められています。
- また、「保険者機能強化推進交付金」、「介護保険保険者努力支援交付金」の評価結果を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析し、総合事業の多様なサービス・活動の充実に向けた市町村の取組を支援することが重要です。

【地域包括支援センターの機能強化】

- 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターについては、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能や体制を一層強化していくことが重要です。
- 相談対応のほか、認知症施策、在宅医療・介護連携に関する施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等に係る事業などを、各関係団体と連携しながら効果的に推進するためには、職員の資質向上に取り組むことが重要です。
- 多職種が連携する地域ケア会議は、①個別課題の発見・解決、②地域におけるネットワークの構築、③地域づくりや資源開発、④政策の形成などに有効な手段であることから、その効果的な活用が必要です。
- 特に、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で尊厳を保持しながら、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる

よう、生活支援コーディネーターやボランティア、民間事業者などの地域の様々な活動団体、専門職などの協力により、本人の状態に応じた働きかけや環境の整備を図り、本人の意欲を高めるための支援を行うことが重要です。

- また、高齢化率の進展に伴う介護需要の増大や地域課題の複雑化・複合化、認知症高齢者とその家族への支援ニーズの高まりなどにより地域包括支援センターの業務が増大していることから、センター業務の効率化や地域全体で支える体制づくりなど、業務負担の軽減を進めていく必要があります。
- 県には、市町村職員や地域包括支援センター職員等に対する各種研修の実施や、様々な取組事例の発信等を進めるとともに、市町村や生活支援コーディネーター等と民間事業者などの多様な主体との活動をつなげるための支援を行うことが求められます。

取組の基本方針

① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進

- 地域包括ケアシステムの推進に当たり、「自助」「互助」を含め、自らの立場や役割を考え、行動を促すよう県民に対して分かりやすい啓発を行います。
- 介護実習センターにおける県民向けの介護講座・実習や、福祉用具等の展示・体験等を通じて、県民が介護や介護保険制度を学び、理解を深められるようにします。

取組
地域包括ケアシステムに関する県民への普及啓発 (高齢者福祉課)
<u>福祉ふれあいプラザの運営</u> (<u>高齢者福祉課</u>)

② 地域の実情に応じた体制づくりを進める市町村への支援

- 市町村に対し、地域包括ケアシステムの推進のための認知症施策、在宅医療・介護連携に関する施策、生活支援体制整備に係る事業、高齢者の自立支援及び重度化防止等に向けた取組、地域ケア会議の効果的な実施、地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援総合事業の推進について、会議、研修又は通知等を通じて、必要な助言、支援を行います。
- 保険者機能強化推進交付金等の評価及び県独自に作成した地域包括ケアシステム評価基準による評価を活用して、市町村の実情及び地域課題を分析の上、きめ細かな伴走型の個別支援を実施します。
- 地域の実情に応じた地域包括支援センターの設置を促進します。あわせて、職員が専門性を生かしながら、住民の多様なニーズや相談に総合的に対応できるよう機能強化を図ります。また、地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制整備を促進します。
- 地域包括支援センターにおける ICT の導入・活用に関する助言等を行い、業務効率化の取組を進めるとともに、地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりを推進するため、民間事業者などの多様な主体とのつながりづくりを支援します。
- 制度の狭間の問題や複合的な課題など、広域性、高度専門性を要する相談支援を実施するために県が設置している中核地域生活支援センターにおいて、市町村に対して包括的な相談支援体制の整備に向けた助言等のバックアップを実施します。

取組
地域包括支援センターへの支援 (高齢者福祉課)
地域包括支援センター職員等への研修の実施 (高齢者福祉課)
介護予防に関する市町村支援 (高齢者福祉課)
地域包括ケアシステム体制整備に係る市町村支援 (高齢者福祉課)
地域包括ケアシステムに係る人材育成 (高齢者福祉課)

中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及（再掲） （健康福祉指導課）
在宅医療・介護連携の推進に取り組む市町村への支援（再掲） （高齢者福祉課）
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金事業の推進 （高齢者福祉課）
<u>千葉県介護業務効率アップセンターによる相談支援</u> <u>（高齢者福祉課）</u>